

二番 杉小左衛門尉組 但藤十郎内
五郎兵衛殿ノ内 鐵炮十挺

三番 五郎兵衛殿

四番 長立 山口 次右衛門

五番 伊藤勝兵衛 木村作右衛門尉

六番 中島新兵衛組 但藤十郎内
五郎兵衛殿ノ内 鐵炮十挺

以上

右何茂十日番、無懈怠可被相勤者也。

(天正十年) 十一月十一日

利家 在印

十一月廿九日。前田利家、鳳至・珠洲二郡の炭焼に、山林伐採を許し、課役として炭を上納せしむ。

【能登國古文書】

一七八四

奥郡山々、炭焼共に申付候條、いづれの山に而も手寄次第立入、炭を焼、如相定役炭可上もの也。

天正十年十一月廿九日

(前田利家) 在印

すみやき所

十二月十五日。前田利家、鳳至郡山田郷の百姓に、炭等の上納を催促す。

【能登國古文書】

一七八五

以上

態申遣候。仍而夏以來申付候すみ、何とて不入候や。殊ほそすみなどの事申付候に、一切無沙汰如何之子細候や。早々可究濟候。猶於無沙汰者、催促を可遣候。次年貢米無由斷可納所候。近日可申勘定候間、其心得專一候べく候と。

天正十 十二月十五日

(前田) 利家 在印

山田百姓中

(山田は文安三年十月二日の條に山田村とあれども、今その邑名を存せず。思ふに郷名なるべし。)

天正十一年 癸未 紀元二二四三

閏正月廿九日。前田利家、羽咋郡中川村・藪野村

の百姓に、氣多社神幸の駕輿丁を命ず。

【氣多社文書】 羽咋郡

一七八六

當月一宮之御神幸加興丁事、如先々可相調者也。

天正十一年 壬正月廿九日

(前田) 利家 在印

中川村百姓中

(藪野) おどの村百姓中

三月十一日。佐久間盛政・徳山秀現、命を下して

近江加田村に放火狼藉を禁ず。

【小川文書】 近江

一七八七

當村中放火并山小屋等へ猥之族、急度令停止畢。自然相背者於在之者可成敗、猶以勝家御判申請可遣之者也。

天正十一年 三月十一日

(番) 佐 玄 番 助 盛 政 在判

三月十一日

徳山五兵衛尉

秀 現 在判

加田村中

(徳山秀現は時に松任城主たり。)

三月十五日。遊佐景光越後に在りて、芝原五郎左衛門に鹿島郡大吞北庄の内を扶持せんと約す。

【溫故足徴】

一七八八

馳走儀祝着至候。就其大吞北之庄之内石懸半分之所、彼石懸與七郎其方々申談候。殊盛光判形之筋目無相違、永代相濟、算用如前々二〇〇〇〇令知行可有之。仍執達如件。

天正十一年 三月十五日

遊佐孫太郎

三月十五日

景 光 在印

芝原五郎左衛門殿

三月十六日。前田利家近江より、富田景政に、戦況を報ず。

【越登賀三州志】

一七八九

諸勢山より越、雖居陣候、爲指働も無之、去ル七日ニ相働、世語・木本悉令放火、又十日ニ相働、川切ニ無殘所放火候。其後は引入、柳瀬ニ居陣候て、人數をも出し不申